

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 2 年 4 月 2 2 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課環境改善室

標記について、ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計 4 件の御意見をいただき、うち 2 件は本件に関する御意見、残り 2 件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	件数	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接ヒュームに係る作業環境測定の実用除外についてあまり賛成ではない。溶接ヒュームについて、屋内作業場も作業環境測定の対象とするのが望ましいと考える。 	1	<p>金属アーク溶接等では、溶接不良を避けるため溶接点での風速制限があり、実態調査において、仮に管理濃度（溶接ヒューム中のマンガンの濃度）を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ とした場合、第 3 管理区分に相当する作業場所が 6 割程度を占めること等を踏まえると、仮に局所排気装置等の設置が可能である場合であっても、全ての事業場において、局所排気装置等を用いた作業環境改善措置のみによって溶接ヒューム中のマンガンの濃度を $0.05\text{mg}/\text{m}^3$（レスピラブル粒子）まで一律に低減させることは困難と見込まれます。このため、金属アーク溶接等作業を行う作業場については作業環境測定及びその結果に基づく措置の実施を義務付けないこととしますが、省令において、有効な呼吸用保護具の使用等の溶接ヒュームのばく露を防止するための措置を義務付けます。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> 今回マンガンの化合物として対象となる化合物の範囲の拡大と管理濃度が引き下げられている。一方、ACGIH や EC の提案書においてもマンガンの有機化合物については言及されておらず、 		<p>従来、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 3 に掲げる特定化学物質の 1 つとして、「マンガンの化合物（塩基性酸化マンガンを除く。（※））」が</p>

<p>また日本産業衛生学会（2008）のマンガンの許容濃度でも「有機マンガ化合物は除く」と記載されているが、顔料や染料等で用いられているマンガンの有機化合物について、今回の改正においてもマンガ及びその無機化合物と同様の扱いとなるのか。</p> <p>もし、有機化合物に関して検討が為されていないならば、諸外国と同様に管理濃度の引き下げについては、「マンガ及びその無機化合物」と限定すべきではないか。</p>	<p>指定されており、これにはマンガンの有機化合物も含まれています。</p> <p>なお、国内におけるマンガに関する健康影響評価は、「マンガ及びその化合物」について行われることが一般的であり、有機化合物を含めて健康影響評価がなされています。</p> <p>※今回の改正は、当該「(塩基性酸化マンガンを除く。)」を削除することで、特定化学物質に「塩基性酸化マンガ」を追加する等のもの。</p>
---	---